

会津美里町介護保険 住宅改修支給申請の手引き



会津美里町 健康ふくし課 高齢者支援係

令和8年3月

目 次

- 1 住宅改修について
 - (1) 住宅改修とは
 - (2) 住宅改修の種類
 - (3) 住宅改修を行いたい時は
- 2 給付対象者及び給付要件について
 - (1) 給付対象者
 - (2) 給付の要件
 - (3) 給付の対象とならない場合について
- 3 住宅改修の具体的な種類（内容）について
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修」
- 4 支給限度額について
 - (1) 支給限度基準額
 - (2) 再度支給を受けることができる要件
- 5 給付の方法について（償還払と受領委任払）
 - (1) 償還払
 - (2) 受領委任払
- 6 申請から支給までの流れと注意点
 - (1) 申請から支給までの手順
 - (2) 提出書類についての留意点
- 7 申請の様式
 - (1) 事前申請時に使用する様式
 - (2) 支給申請に使用する様式

1 住宅改修について

(1) 住宅改修とは

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方が、ご自宅での生活をより安全で自立したものにするために行う住宅改修費用の一部を支給する制度です。転倒防止や移動の円滑化、安全性の確保などを目的とした改修工事が対象となります。

(2) 住宅改修の種類

対象となる住宅改修は、以下の6種類です。(具体的な例は4頁以降参照)

手すりの取付け

段差の解消

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

引き戸等への扉の取替え

洋式便器等への便器の取替え

その他の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(3) 住宅改修を行いたい時は

住宅改修は、町が本人の心身の状態や住宅の状況等から必要と認めた場合に給付されるため、本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、緊密な打合せや利用者の動作確認を行う等しっかりとした住宅改修計画を立ててください。

改修前には、必ず担当ケアマネジャー(担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センター)に相談してください。

給付を受けるためには、施工前に必ず事前申請を行い、町の承認を受けること及び施工後に支給申請を行うことが必要です。

また、介護保険の住宅改修については、施工業者の指定はありません。業者選定については、利用者の自由ですが、1社から見積を取るのではなく、複数の業者から見積を取り見積金額を比較し、一番安価な業者を選定することをお勧めします。

2 給付対象者及び給付要件について

(1) 給付対象者

会津美里町の被保険者であり、かつ要介護(支援)認定を取得している方

(2) 給付の要件

次の要件をすべて満たす方が給付対象です。ただし、事前申請をしない方や事前申請後の承認を受けていない方は、改修工事を行ったとしても支給できません。

利用者本人が在宅で生活実態があること（入院・入所・外泊は対象外）。

住民票上の住所地の改修であること

例）自宅ではなく居住している親戚の家を改修したいなどは不可
厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。（4頁～参照）

(3) 給付の対象とならない場合について

次の要件に該当する方は給付できません。

事前申請をしない方及び事前申請後の承認を得ていない方

要介護（支援）認定申請中・施設入所中や入院中の方

事前申請は可能ですが、支給申請はできません。

改修工事前に利用者本人が死亡した場合

住民票上の住所以外で一時的に生活している住宅の改修を行う方

住民票上の住所が施設（有料老人ホーム等）となっている方でも対象外です。

新築・増築工事やリフォーム工事を行う方

住宅の改修箇所を重複して申請する方

利用者が複数人いる場合は重複しないように調整してください。

その他、保険者（町）が適当ではないと判断した場合

リフォームや老朽化した等の理由では認められません。

3 住宅改修の具体的な種類（内容）について

住宅改修の給付では、あくまでも利用者が使用する場所が対象であり、下記すべての種類において、固定しない場合は給付対象外です。

また、老朽化に伴うリフォームも給付の対象になりません。

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒の予防や移動動作の確保を目的として手すりを設置する工事です。

付属して手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象になります。

認められる一例	認められない一例
<ul style="list-style-type: none"> ○居室内の手すり (居間、トイレ、浴室、玄関・階段等) ○敷地内の手すり (玄関ポーチ、門扉までの通路等) ○固定されている家具への手すり (安全性を確認できる場合に限る) ○手すりの付け替え・移設 (身体状況の変化等による場合のみ。撤去費用を含む) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅等の共用部分の手すり (ただし、貸主の承諾があり、生活動線上で利用者だけの使用が明確である場合に限り可能) 敷地外の手すり 老朽化による取替え 日常生活で使用しない趣味の部屋などへの設置 取付け工事で固定しない場合 固定されていない家具への取付け <p style="text-align: right;">など</p>

取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ・浴室・玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜があり、転倒の予防や移動動作の円滑化の確保を目的としてフラットもしくはスロープにて傾斜を緩やかにする工事が対象です。

認められる一例	認められない一例
<ul style="list-style-type: none"> ○各居室の敷居を低く(撤去)する工事 ○スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○浴室の洗い場のかさ上げ工事 ○敷石をコンクリートスロープにする工事 ○階段の勾配を緩やかにする工事 ○通路等の傾斜を解消する工事 ○浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事 	<ul style="list-style-type: none"> 床下収納スペースを埋める工事 スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事 上り^{かまち} 框に腰かけ台を設置する工事 給湯器・シャワー・水栓の工事 転落防止柵の設置単独の工事 (転落防止柵の設置は、)

<p>○段差の段数を増やして1段あたりの高さを軽減する工事</p> <p>○路面が傾斜で車いす等での通行に支障がある場合に路面を水平にする工事</p> <p>○転落防止策の設置 (スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は付帯工事として認められている)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>段差解消を伴わない階段踏み面の拡張</p> <p>浴槽を広くする目的での浴槽の取替え</p> <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

固定しない置き型のスロープや浴室用のすのこは、「福祉用具購入費」の支給対象になります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室の畳から板製床材・ビニル系床材等への変更、浴室の滑りにくい床材へ変更、通路面での滑りにくい舗装材へ変更する工事が対象です。

床材を変更するための下地の補修や通路面を変更するための路盤整備も対象になります。

認められる一例	認められない一例
<p>○畳から板製床材・ビニール製床材等への変更</p> <p>○浴室の床材を滑りにくい舗装材に変更</p> <p>○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更</p> <p>○階段の滑り止め(固定されているもの)</p> <p>○畳から畳への変更(畳縁につまづいて移動に危険がある場合)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>老朽化による床材の張り替え</p> <p>滑り止めマットを洗い場に置くだけ</p> <p>転倒時のけが防止のために、床から柔らかい材質のものに変更</p> <p>天井のクロス張り替え</p> <p>フローリングを別のフローリングに変更(改修後の変化や効果が明らかでない工事)</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(4) 引き戸等への扉の取替え

折り戸・開き戸・引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え、また、重い戸を軽くする(理由がある場合に限る)工事が対象です。

この他、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の新設（扉位置の変更に比べ費用が安価に抑えられる場合に限る）などが対象になります。また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象になります。

認められる一例	認められない一例
○開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテン等への取替え 重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更） ○扉の撤去 ○内開きから外開きへの変更 ○戸車の設置 など	老朽化による取替えや修理 扉の拡張 本人が使用していない扉の取替え 扉の材質変更 など

（５）洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器へ取替えをする工事です。

また、和式便器から暖房機能及び洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは給付の対象となりますが、既に洋式便器である場合はこれらの機能等の付加は給付の対象にはなりません。被保険者の身体状況により、洋式便器の向きの変更や嵩上げ工事、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

認められる一例	認められない一例
○和式便器から洋式便器への取替え ○既存の便器の位置や向きの変更 ○便器の取替えに伴う床、壁の解体、床の修復工事 など	洋式便器から洋式便器への取替え 洋式便器の新設工事 暖房便座や自動水洗機能等の付加のみを目的とする便座への取替え 非水洗から水洗への工事 など

和式便器を洋式便器に取り替える工事になりますが、介護保険制度の福祉用具購入の対象になる腰掛便座の設置は支給対象から除かれます。

(6) その他の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(1) ~ (5) の改修に付帯して必要となる改修工事

手すり取り付けのための壁の下地補強

浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープ設置にともなう転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

下地の補修や根太の補強または通路面の路盤整備

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更

認められる一例	認められない一例
○解体費用	電気工事費用
○廃材などの処分費用	設計・積算費用
○資材・廃材などの運搬費用	浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー水栓の設備工事
○現場管理費用	
など	など

4 支給限度額について

(1) 支給限度基準額

原則1人につき1回限り20万円（税込）まで負担割合（1～3割）に応じて給付されます。20万円までの範囲内であれば、複数回に分けて利用することが可能です。利用者の身体状況に応じて適正に有効活用してください。

また、20万円を超える改修も可能ですが、超えた分は全額自己負担となり、給付の対象になりません。

参考例 1割負担で1回目に15万円・2回目に10万円の改修を実施

(1回目) 15万円の住宅改修を実施

改修費用（15万円）= 保険給付対象額		備考 残額50,000円 次回へ持越
介護保険給付額	自己負担額（15万円の1割）	
135,000円	15,000円	

(2 回目) 1 0 万円の住宅改修

改修費用 (1 0 万円)			
保険給付対象額	5 0 , 0 0 0 円	上限超過分	5 0 , 0 0 0 円
介護保険給付額	自己負担額		5 5 , 0 0 0 円
4 5 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円 (対象額の 1 割)	5 0 , 0 0 0 円	

残金が 5 万円のところ、1 0 万円の改修を行ったため、自己負担額の 5 , 0 0 0 円に加え、上限額超過分 (全額自己負担) の 5 万円が必要となり、合計 5 5 , 0 0 0 円の費用がかかる。

参考例 1 割負担で 3 0 万円の改修を実施

改修費用 (3 0 万円)				
給付額	自己負担額		1 2 0 , 0 0 0 円	
1 8 0 , 0 0 0 円	自己負担額	2 0 , 0 0 0 円	上限超過分	1 0 0 , 0 0 0 円

保険給付の上限が 2 0 万円のため、自己負担額の 2 万円に加え、上限額超過分の 1 0 万円が必要となり、合計 1 2 万円の費用がかかる。

(2) 再度支給を受けることができる要件

転居して住所が変わった場合

最初に住宅改修費の支給を受けた住宅から、転居した場合には、改めて支給限度額基準額 20 万円分の住宅改修費を受けることができます。

要介護度が著しく重くなった場合 (3 段階リセット)

最初に住宅改修費の支給を受けた時の介護度と比較して、介護の必要性が著しく高くなった場合 (介護の必要の程度が 3 段階上がった場合)、例外的に改めて支給限度基準額 20 万円分の住宅改修費の支給を受けることができます。

ただし、同一住宅・同一要介護者について 1 回のみが対象です。

5 給付の方法について (償還払と受領委任払)

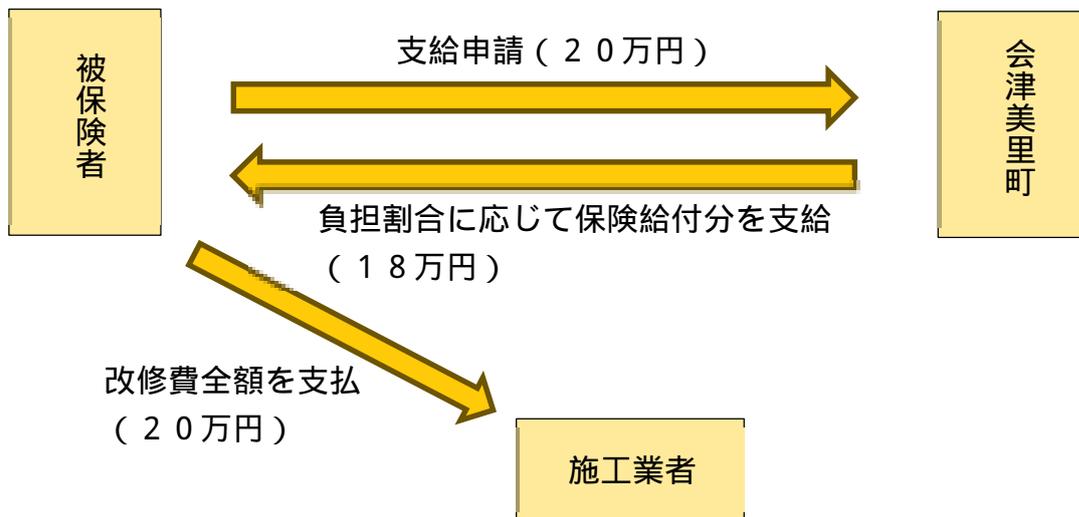
住宅改修費の支払い方法は 2 つあり、選択することができます。

事前申請時に選択し、その後の変更はできませんので、ご注意ください。

(1) 償還払

施工後に利用者が改修費用を全額施工業者に支払います。その後、支給申請により保険給付分を負担割合に応じて、利用者に町が給付します。

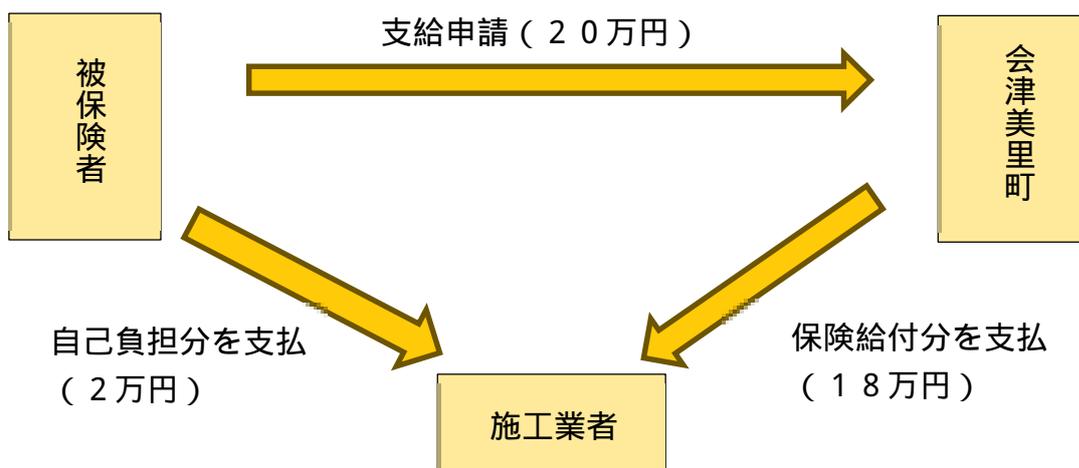
事例 負担割合1割の方が、20万円の住宅改修を行った場合



(2) 受領委任払

保険給付分を除く自己負担分を登録業者にお支払いいただき、本来受け取るべき保険給付分は申請に基づき町が業者へ給付する方法です。

事例 負担割合1割の方が、20万円の住宅改修を行った場合



6 申請から支給までの流れと留意点

(1) 申請から支給までの手順

ステップ1	ケアマネジャー等への相談
住宅改修を考えたら、担当のケアマネジャーにご相談ください。改修の必要性や内容について専門的な助言を受け、具体的な改修計画を立てます。	



ステップ2	施工業者の選定
施工業者を選定し、住宅改修に係る見積書、改修箇所を記した図面、写真の作成を依頼します。	



ステップ2	事前申請（工事着工前が必須です）
工事着工前に、以下の書類を添えて会津美里町健康ふくし課窓口に申請してください。 事前申請がなければ、原則として改修費の支給はできません。 本人による申請の他、業者や担当ケアマネジャー等による申請でも問題ありません。	
【提出書類】	
○居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事前申請用）	
○住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成）	
○改修対象部分の見積書（税込）	
○使用素材のパンフレット	
○改修対象部分の平面図	
○施工前の写真（日付記載必須）	
（以下は必要に応じて添付が必要な書類です）	
○住宅改修承諾書（被保険者と住宅所有者が異なる場合に添付。所有者の承諾をえるもの）	
○同意書（受領委任払いを希望する場合に添付）	
○代理委任状（本人以外の方が代行申請する場合に添付）	



ステップ3	審査・決定通知
<p>提出された書類に基づき、担当者が事前確認を行います。事前確認は、ケアマネジャーを通して日程を調整、町担当職員が被保険者宅を訪問、改修前の状況を確認します。</p> <p>その後、書類と事前確認に基づき、審査を行います。</p> <p>審査の結果、支給対象となる改修と認められた場合、被保険者様へ決定通知をお送りします。この通知を受け取ってから、工事に着手してください。</p>	



ステップ4	工事の実施
<p>決定通知に基づき、工事を進めてください。工事は事前申請で提出された内容に沿って実施してください。事前申請と異なる工事には支給できませんので、ご注意ください。</p>	



ステップ5	支給申請（実績報告）
<p>工事が完了した後、以下の書類を添えて速やかに窓口に提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書 または 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払要） ○改修前後の写真（日付記載必須） ○領収書の写し 	



ステップ6	支給決定
<p>提出された支給申請書に基づいて内容を確認し、適正と判断されれば、指定の口座に改修費（介護給付分）を振り込みます。</p>	

(2) 提出書類についての留意点

事前申請書類

書類名	注意事項
介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事前申請用）	<p>○申請日は提出する日（窓口来庁日）で記入してください。（郵送による申請の際は、郵送する日で記入してください。）</p> <p>○着工日・完成日は予定で記入してください。</p>
住宅改修が必要な理由書	○担当ケアマネジャーに作成を依頼してください。
住宅改修対象部分の見積書	<p>○宛名は利用者とし、業者名・住所・担当者・連絡先を記載し、見積書内訳は改修区分・材料費（商品名・規格・単価等詳しく記載が必要）・施工費・諸経費ごとに分けて記載してください。</p> <p>○税込金額で作成してください。</p>
使用部材パンフレット	<p>○使用する部材の金額・素材・規格等が記載されているパンフレットの添付が必要です。</p> <p>○特注等でパンフレットが用意できない場合は、部材発注先の業者に見積を依頼する等、金額の根拠を添付してください。</p>
住宅改修部分の平面図	○住宅改修対象部分の平面図を施工前及び施工後に分けて両方作成してください。
施工前の写真	<p>○カメラの日付機能を使用し、必ず撮影日を入れてください。（ボード等による写込も可）</p> <p>○改修箇所全ての写真が必要で、部分的に撮影するのではなく、全体がわかるように撮影してください。</p> <p>○施工前後両方とも同じ角度で撮影してください。</p> <p>○撮影する写真には、施工後のイメージができるよう、赤線で書込む等をして作成してください。</p> <p>○段差の解消の場合は、何センチの段差があるのか分かるようにスケールを当てるなどして撮影してください。</p>
住宅改修承諾	改修する住宅の所有者が利用者ではない場合に作成してください。
同意書	受領委任払を利用する場合に提出。

代理委任状	利用者以外が提出を代行する場合に作成してください。
-------	---------------------------

支給申請書類

書類名	注意事項
介護保険居宅介護 (予防)住宅 改修費支給申請書	申請日は提出する日(窓口来庁日)で記入してください。 (郵送による申請の際は、郵送する日で記入してください。)
領収証の写	○宛名は利用者とし、必ず原本を添付してください。 ○利用者負担分の計算方法は以下のとおりですので、正確に算出し、利用者から領収してください。(端数が生じた場合は、利用者負担となるため、切り上げてください。) 利用者負担分算出例(1割負担の場合) 192,312円(給付対象経費)×0.1 =19,231.2円(小数点以下は繰上げとなります。) 19,232円を領収してください。 給付分は173,080円となります。
施工前後の写真	○事前申請書の添付写真と同様にカメラの日付機能を使用し、必ず撮影日を入れてください。(ボード等による写込も可) ○改修箇所全ての写真が必要で、部分的に撮影するのではなく、全体がわかるように撮影してください。 ○施工前後両方とも同じ角度で撮影してください。
代理委任状	利用者以外が提出を代行する場合のみ作成してください。
振込口座情報の写	○償還払いの場合は、個人の口座に振込みとなるため、銀行・支店名、口座番号・名義が分かる部分を添付いただくと確実です。

その他提出に係る留意事項

給付を受けるには、原則として要介護（支援）認定を受けている必要があります。要介護（支援）認定申請中の方は、事前申請を行うことは可能ですが、支給申請は、認定結果が出た後に行ってください。（いかなる理由があっても、要介護（支援）認定申請中の支給申請は提出されても受理できません。）

また、認定結果が「非該当」と判定された方は、給付の対象外ですので、支給申請が行えず、全額自己負担となります。

入院・入所中で退院・退所見込の方も、同様に事前申請は可能ですが、支給申請はできません。支給申請は、利用者が退院・退所して住民票のある住宅に戻りましたら行ってください。

支給申請の申請期限は、領収証記載日（支払日）から2年間です。2年経過した場合は、消滅時効により支給できませんので、速やかな申請をお願いします。

7 申請の様式

住宅改修費支給申請の際に使用する様式は次の通りです。（HPよりダウンロードできます。）

（1）事前申請時に使用する様式

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事前申請用）

同意書（受領委任払利用時）

償還払を利用する場合は必要ありません。

住宅改修承諾書

住宅の所有者が本人の場合は必要ありません。

（2）支給申請に使用する様式

支給方法によって、申請書類が異なりますので、ご注意ください。

いずれかの申請書での支給申請となります。

介護保険居宅介護（予防）住宅改修支給申請書（償還払利用時）

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事前申請用）

様式第29号(第20条第1項関係)

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（事前申請用）										
フリガナ			保険者番号							
被保険者氏名			被保険者番号							
生年月日	生		性別							
要介護度		有効期間	～							
住宅の所有地	〒		電話番号							
住宅の所有者	本人との関係（ ）									
改修の内容・箇所及び規模	1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修			業者名						
				着工日						
				完成日						
				箇所及び規模						
改修費用	円									
住宅改修が必要な理由 <small>※介護支援専門員等が記載します</small>	(理由書を添付している場合は記載不要)									
会津美里町長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 電話番号 氏名										
添付書類	・住宅改修が必要な理由書・改修対象部分の見積書（税込）・使用素材パンフレット ・改修対象部分の平面図・施工前の写真（日付記載必須）・住宅改修承諾書（所有者が異なる場合） ・代理委任状（代行申請の場合）・同意書（受領委任状を希望する場合）									

※保険者記入欄（記入しないでください）

算定式	A	支給限度基準額	円	支給決定額
	B	既に支給済の支給対象額総額	円	
	C	A - B	円	
	D	今回の支給対象額	円	
	E	C又はDの少ないほうの額×90%（小数点切り捨て）	円	円

■ 支給対象額 = 支給額×100%/90

同意書（受領委任払利用時） 両面印刷

様式第3号(第5条関係)

同 意 書

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費及び介護保険居宅介護(予防)住宅改修費
(受領委任払用)

会津美里町長

年 月 日

(被保険者) _____ が、居宅介護(予防)福祉用具購入又は居宅介護(予防)住宅改修サービスを利用するに当たり、被保険者に便宜を図るとともに制度利用を促進するため、下記のとおり受領委任払により取り扱うことに同意します。

記

- 1 被保険者から居宅介護(予防)福祉用具購入費及び居宅介護(予防)住宅改修費の受領委任払についての申出を受けたときには、介護保険被保険者等により受諾の可否を確認するとともに、受諾する場合は誠実に履行するものとする。
- 2 居宅介護(予防)住宅改修に当たっては、事前に工事内容の説明を行い、給付対象費用及び給付見込額について町の確認を得ておくものとする。ただし、介護支援専門員が事業者に代わってこれを行うこともできるものとする。
- 3 受領委任払に関するすべての事項を第三者に委任してはならない。
- 4 町から必要な指示があったときは、誠意をもってこれに従うものとする。
- 5 被保険者との間で発生した諸問題については、当事者間で協議の上、誠意をもって解決に努めるものとする。
- 6 受領委任に当たって知り得た個人情報について、第三者に漏洩してはならないものとする。

(裏面)

7 町は、次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、受領委任払を取り消すことができるものとする。

- (1) 福祉用具購入費及び住宅改修費の請求に不正があったとき。
- (2) 受領委任できない被保険者からの申請であると判明したとき。
- (3) 事業者が受領委任払を誠実に履行できないと判断したとき。
- (4) 町からの指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的達成ができないと判断したとき。

8 事業者は、福祉用具を販売後又は住宅改修工事完成後に、被保険者に対し介護保険給付額以外の費用を請求及び受領し、当該サービス費用の介護保険給付額については町から受領するものとする。

9 事業者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに町へ申出するものとする。

事業者

住 所 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

住宅改修承諾書

住宅改修承諾書

申請者（使用者） 〒 住所 氏名	〒 住所 氏名	
	〒 住所・単位	内容
住宅改修の概要	〒 住所 氏名 電話番号（ ）	
申請者印 上記の者について、住宅改修することを承諾いたします。		
年 月 日		
住宅の所有者 〒 住所 氏名 電話番号（ ）		

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

様式第2号(第5条関係)

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

フリガナ		個人番号	
被保険者氏名		保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	被保険者番号	
住所	〒 _____ 電話番号 _____		
住宅の所有者	本人との関係()		
改修の内容・ 個所及び規模	業者名		
	着工日	年 月 日	
	完成日	年 月 日	
改修費用	円	現在までの 改修状況	
理由書作成者名 及び事業所名			
<p>会津美里町長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日</p> <p>申請者 (受領委任事業者) 住 所 _____ 名 称 _____ 代表者氏名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____</p> <p>上記事業者に居宅介護(予防)住宅改修費の請求及び受領を委任しています。</p> <p style="text-align: center;">被保険者氏名 _____</p>			

居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所 支所	種 目	口座番号				
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他					
	フリガナ 口座名義人							

※添付書類 □の中にチェックをいれてください。

- 改修前後の写真(日付)
 領収書の写し